

東日本大震災から1年半たった現在の子どもと支援の現状

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長

東洋大学社会学部社会福祉学科教授

森田明美*

1. 震災1年半の子どもの困難

- 1). 家族、親族、友人など支援者の喪失からくる孤立：語れないことが体に浸みていく。
- 2). 転居（仮設住宅など）の不自由さ：狭い、うるさい、共感できない⇒避ける場もない
- 3). 活動空間の喪失：子どもの遊び場の多くに仮設住宅や駐車場ができる。
⇒遊び場なし、走る場所なし⇒それを言うことができない
- 4). 経済的な困窮：親は働けない、高校生はアルバイトできない
⇒参考書や問題集を買う余裕なし、塾などへ行かせる余裕ない
⇒勉強が得意ではない子どもが進学することをためらう
- 5). 被災後がんばってきた疲れ：なんだかしゃっきりしない
- 6). 悲しみや苦しみを表現できなかった子どもたちの辛さ：聞いてもらうこと、受け止めてもらうことの重要性
- 7). イベント型ではない日常生活支援：自分自身を確立する
- 8). 多様な子ども支援が展開される中で質を担保する：寄付、ボランティアは拒否できない。だからこそ質の評価（人権侵害を防ぐ事）提供側の自己評価が重要。
- 9). 地域と状態に対応する震災子ども支援計画の確立：子どもや保護者の参加を求めて、自分たちの活動が何を実現しようとしているのかを支援者も知り、一緒に復興に必要なことを考える
- 10). 計画を実現するための法律：総合的に重層的に多様な機関や人々が、子どもたちの育ちにとって重要なことを共有する価値
- 11). 子どもの権利侵害からの救済：子ども自身が相談し訴えることができる人や場、子どもにとっても最も良い方法で、大人や課題を調整してくれ、問題を解決することを責任を持ってやってくれる人や場が必要

2. 震災における子ども支援の課題

- 1). 子どもの権利の視点の明確化：子ども参加、子どもと共に復興する
- 2). 権利侵害を許さない：子ども自身の相談・救済の仕組み
- 3). 多様な分野の横断的なネットワーク：権利と権利のぶつかりの調整
- 4). 行政と市民社会との協働の推進：つなぎ役とつなぎ方
- 5). 環境整備と保護的支援の重層的支援の展開：強制的な移動の影響
- 6). 支援の継続性：希望をつなぐ

*子どもの権利条約総合研究所副代表、特定非営利活動法人こども福祉研究所理事長